

愛媛県緊急時モニタリング計画等 改訂概要

1. 愛媛県緊急時モニタリング計画

記載の適正化

国の関係規程の改訂に伴う見直し

2. 愛媛県緊急時モニタリング実施要領

【本文】

大気中放射性物質濃度測定機器の新規整備に係る変更

国の「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）[平成 30 年 4 月 4 日策定]」を踏まえ、平常時における原子力発電所の異常の早期検出等を目的とした大気中放射性物質濃度の測定体制を構築するため、今年度、新たに P A Z にダストモニタ 4 台及びヨウ素サンプラ 3 台を整備（県モニタリングステーションは機器更新）することに伴い、大気中放射性物質濃度測定体制に係る記載を変更する。

【P A Z における大気中放射性物質濃度測定体制】

旧		⇒	新	
機器	設置場所		機器	設置場所
ダストモニタ※ (1局)	県MS		ダストモニタ (4局)	県MS 県MP伊方越、加周、湊浦
ヨウ素モニタ (1局)			ヨウ素サンプラ (3局)	県MS 県MP加周、湊浦

※本計画等では大気モニタとして整理。

《参考》ダストモニタについて

P A Z に設置し、平常時（低濃度）から大気中放射性物質を連続で採取・測定する機器。なお、U P Z に設置し、緊急時（高濃度）のみ使用する機器は大気モニタと整理している。

【資料編】

- ・ 環境放射能水準調査用モニタリングポストの地点変更
- ・ 大気中放射性物質濃度観測局の追加
- ・ 飲料水採取地点の見直し
- ・ そのほか時点修正、記載適正化